

育児休業給付関係

育児休業給付

育児休業給付金

出生時育児休業給付金

出生後休業支援給付

出生後休業支援給付金

育児時短就業給付

育児時短就業給付金

出生時育児休業、育児休業給付金について、「雇用保険事務担当者研修会」をご覧ください。

雇用保険事務担当者研修会

6 育児休業給付

静
職
職
岡
業
業
労
安
安
働
定
定
局
部
課

(3) 出生後休業支援給付金

令和7年
4月改正

ア 出生後休業支援給付金（支給要件）

雇用保険被保険者が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

①雇用保険被保険者が、**対象期間**（後述）に、同一の子について、**出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。**

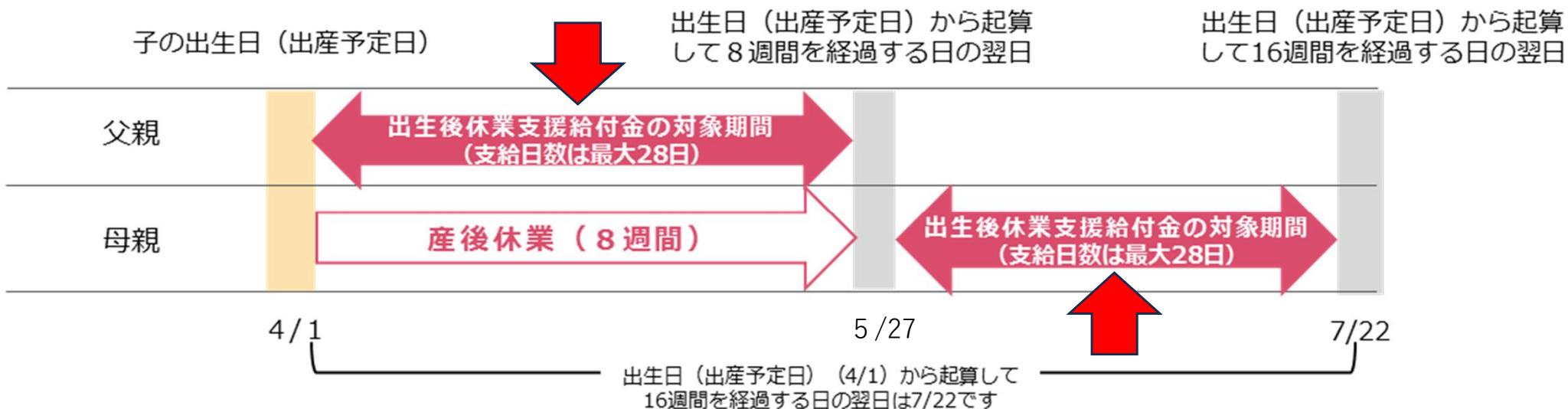
②雇用保険被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して**8週間**を経過する日の翌日」までの期間に**通算して14日以上**の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において産後休業中など**「配偶者の育児休業を要件としない場合（被保険者の配偶者の出生後休業の例外要件）」**（後述）に該当していること。

イ 出生後休業支援給付金（対象期間）

- 被保険者が**産後休業をしていない場合**（被保険者が**父親**または**子が養子**の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して**8週間**を経過する日の翌日」までの期間。
- 被保険者が**産後休業をした場合**（被保険者が**母親**、かつ、**子が養子でない**場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して**16週間**を経過する日の翌日」までの期間。

※被保険者が母親かつ子が養子でない場合、産後8週間を経過するまでは産後休業とみなされるため、実際には子の出生日の翌日から起算して8週間を経過する日の翌日からが対象です。

子の出生日と出産予定日が同一の場合の出生後休業支援給付金の対象期間の例



ウ 出生後休業支援給付金の提出書類（出生時育児休業給付等と同時申請）

出生後休業支援給付金は、出生時育児休業給付金、育児休業給付金の支給申請時に次の添付書類を併せて申請を行います。出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給後に、出生後休業支援給付金の支給申請を行うことも可能です（同時提出ではない場合、支給決定後に提出してください。）。

①受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書

②受給資格確認票・（初回）／出生後支給申請書

- ①「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」
- ②「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」

住民票等

被保険者の配偶者について確認できる書類
※住民票は、世帯全員について続柄の記載が必要。



被保険者の配偶者の種類に応じ必要な添付書類（後述）

※被保険者の配偶者の出生後休業の例外要件に該当する場合、住民票等の添付を要しない場合があります。

エ 出生後休業支援給付金の提出書類（出生時育児休業給付等の支給決定後の申請）

※出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給後に、出生後休業支援給付金の支給申請を行うことも可能ですが、同時提出ではない場合、支給決定後に提出してください。

出生後休業支援給付金支 給申請書



住民票等

被保険者の配偶者
について確認でき
る書類
※住民票は、世帯全
員について続柄の記
載が必要。



被保険者の配偶者
の種類に応じ必要
な添付書類（後
述）

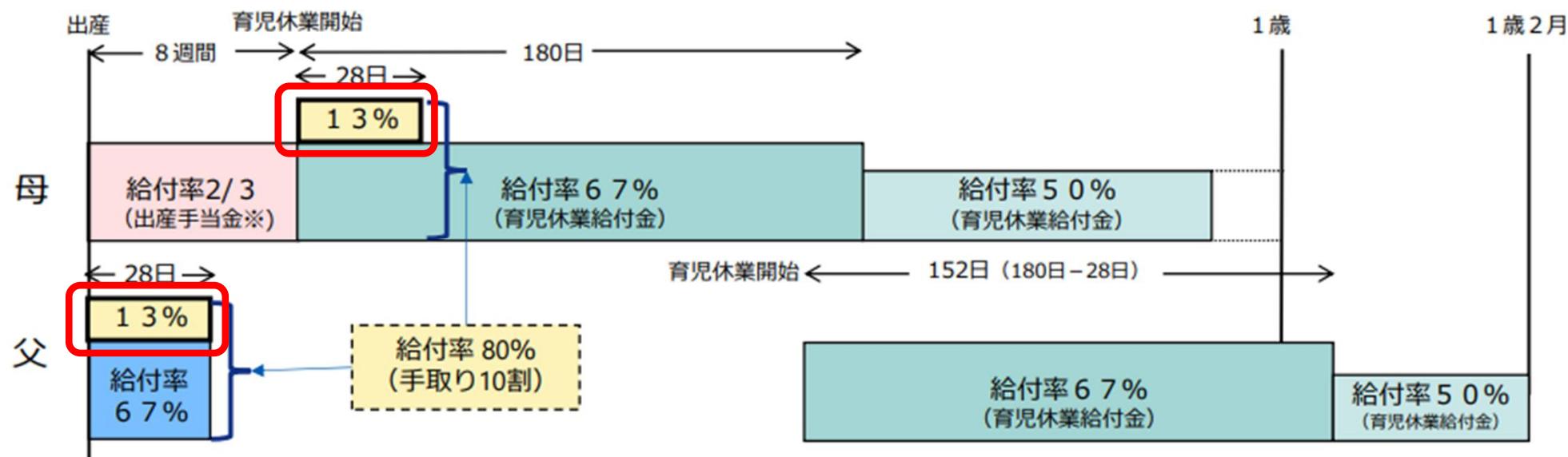
※被保険者の配偶者の出生後休業の例外要件に該当する場合、住民票等の添付を要しない場合があります。

オ 出生後休業支援給付金給付額

対象期間（子の出生後8週間以内（産後休業をした場合は子の出生後16週間以内））における出生後休業をした日数(最大28日間)について、休業開始時賃金日額の13%に相当する額を支給します。

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（最大28日）×13%

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額の2/3相当額を支給。



POINT

育児休業中は、申し出により、健康保険料、厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は、雇用保険料の負担はありません。

また育児休業等給付は非課税です。このため、育児休業給付金と出生後休業支援給付金を合わせた給付率80%は、手取り10割相当となります。

そして、支給対象期間内に事業主から賃金が支払われた場合であっても、出生後休業支援給付金の減額調整は行われません。



注意

就労状況、賃金支払状況により、出生時育児休業給付金、または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

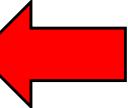
減額調整の対象となるのは、
出生時育児休業給付金又は育児休業給付金です！

力 申請方法

事業主経由を原則とし、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の申請と兼ねることを原則とします。この場合の申請期間は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金と同様です。

キ 申請書の種類

- ・育児休業給付金受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
- ・育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
- ・出生後休業支援給付金支給申請書



※出生後休業支援給付金支給申請書は、出生後休業支援給付金の申請のみを行う場合に用い、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給後に支給申請を行う場合に用いる（育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給申請時にはまだ出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていない場合等）。

ク 申請書の記載方法

被保険者の配偶者の種類に応じ、申請書の記載方法、及び添付書類（被保険者の配偶者について確認できる書類以外の必要書類）が異なります。

	被保険者の配偶者の種類	支給申請書の記載	添付書類
1	被保険者の配偶者が雇用保険被保険者、かつ、育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給となる育児休業を「出生日または出産予定日のうち早い日」から「出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に14日以上取得した場合	申請者が配偶者の被保険者番号欄に被保険者番号を記入	被保険者の配偶者に係る支給履歴により確認するためには不要。 ※支給申請は、配偶者の出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給後に提出。
2	被保険者の配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）かつ、各種法律に基づく育児休業を、「出生日または出産予定日のうち早い日」から「出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に14日以上取得した場合	申請者が配偶者の育児休業開始年月日欄に日付を記入	任命権者からの通知書の写し、共済組合からの給付金支給決定通知書の写し等、配偶者の育児休業の取得期間を確認できる書類
3	被保険者の配偶者が、子の出生日の翌日において、 産後休業中であるなど 、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当する場合	申請者が配偶者の状態欄に該当するコードを記入	配偶者の状態を確認できる書類

※このスライドでは、前述の「被保険者の配偶者の種類に応じ必要な添付書類」について説明しています。

第101条の30、第999条の99関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

(必9第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別 15405	1.被保険者番号 フリガナ(カタカナ)	2.資格取得年月日 元号 年 月 日
3.被保険者氏名		
4.事業所番号	5.育児休業開始年月日 元号 年 月 日	6.出産年月日 (3昭和 4平成 5令和) 元号 年 月 日
8.過去に同一の子について 出生時育児休業 または育児休業 取得の有無	9.個人番号	7.出産予定日 元号 年 月 日
<p>27.パパ・ママ育休 プラス 制度活用</p> <p>28.配偶者の被保険者番号</p> <p>30.育児休業再取得理由 <input type="checkbox"/> 1.育休事業の消滅 <input type="checkbox"/> 2.配偶者等の事由 <input type="checkbox"/> 3.子や保育の事情 <input type="checkbox"/> 4.延長交替 </p> <p>31.配偶者の状態 1 配偶者がいない 2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない 3 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中 4 配偶者が無業者 5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない 6 配偶者が産後休業中 7 1~6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない </p> <p>32.公金受取口座 利用希望 <input type="checkbox"/> (マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方、「1」を記入してください。 (公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。) </p> <p>33.金融機関・店舗コード (ゆうちょ銀行の場合は、「9900000」を記載してください。)</p> <p>34.期間雇用者の 継続雇用 の見込み 元号 年 月 日</p> <p>35.休業事由の消滅年月日 元号 年 月 日</p> <p>36.延長等 否認 元号 年 月 日 (休業がある場合に「1」を記入)</p> <p>37.産後休業表示 元号 年 月 日 (休業がある場合に「1」を記入)</p> <p>38.賞金月額(区分一日額又は総額) 元号 年 月 日 (1日額 2総額)</p> <p>39.当初の育児休業開始年月日 元号 年 月 日</p> <p>40.受給資格確認年月日 元号 年 月 日 (4平成 5令和)</p> <p>41.受給資格否認 元号 年 月 日 (受給資格なしと 判断した場合に '1'を記入)</p> <p>42.支給申請月 元号 年 月 日 (1奇数月 2偶数月)</p> <p>43.次回支給申請年月日 元号 年 月 日</p> <p>44.支払区分 元号 年 月 日</p> <p>45.未支給区分 元号 年 月 日 (空欄 未支給 以外 1 未支給)</p> <p>46.出生後休業支援 給付金 要件該当 元号 年 月 日 (1あり 2なし)</p>		

1 配偶者の被保険者番号欄

被保険者の配偶者が雇用保険被保険者であって、出生後休業した場合に申請者が記入する。

2 配偶者の育児休業開始年 月日欄

被保険者の配偶者が公務員
(雇用保険被保険者である場合を除く。) であって、出生後休業をした場合に申請者が記入をする。

3 配偶者の状態欄

被保険者の配偶者が、被保険者の配偶者の出生後休業例外要件に該当する場合に申請者が記入する。

被保険者の配偶者の子の出生日の翌日に出生後休業の例外要件を満たしている場合で、被保険者が父親、かつ、当該子が養子ではないとき、支給申請書の配偶者の状態欄に関わらず、母子健康手帳または医師の診断書を添付書類とすることが可能です。

出生後休業支援給付金において配偶者の育児休業を要件としない場合の添付書類について

出生後休業支援給付の手続きを行う事業主、被保険者の皆さまへ

出生後休業支援給付金において配偶者の育児休業を要件としない場合の添付書類について

- 出生後休業支援給付金は、原則として被保険者とその配偶者の両者の育児休業取得が必要ですが、子の出生日の翌日における配偶者の状態が、下表に該当する場合は、配偶者の育児休業取得は不要です。該当する場合は、支給申請書に該当する番号を記載して、以下の確認書類を添付してください。
- 被保険者の配偶者が子を出産している場合(被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合)は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合のいずれかに該当することから、母子健康手帳(出生届出済証明のページ)または医師の診断書(分娩(出産)予定期日証明書)のいずれも写しを提出すれば、下表に記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には下表の該当する番号を記載してください。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍謄(抄)本(抄本の場合は被保険者本人のもの)及び世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し または ② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用してこれが確認できる書類(遺族基礎年金の国民年金証書、災害扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つ可)
配偶者が行方不明(配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。)	1	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したものの、または、 <u>被災証明書</u>
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄(抄)本(抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの、住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子の姓が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)の写しで可)
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する書類(雇用保険用)のいずれか
配偶者が無業者	4	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることの確認のため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点に退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本年当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者の写しを添付書類することができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点に退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者でない他の員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(員員名簿の写しや、身分証の写しなど)も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳(出生届出済証明のページ)、医師の診断書(分娩(出産)予定期日証明書)、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることできない	7	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることできないとの申告書(裏面参照)及び申告書に記載された必要書類

配偶者の出生後休業の例外要件と確認書類についての詳細は、

厚生労働省のHP
URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

もしくは

「厚生労働省 育児休業等給付について」

と検索し、
厚生労働省HPのリーフレットによりご確認ください。

※配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることのできないことの申告書

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることのできないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることのできないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名	昭和 年 月 日生	

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることのできない理由	必要書類
<input type="checkbox"/>	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 (- -)
<input type="checkbox"/>	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）であるため ※子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (7)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (8)育児休業申出の日から1年内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (9)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (z)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(7)～(z)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
<input type="checkbox"/>	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
<input type="checkbox"/>	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。(必要書類はありません。) (- - -)
<input type="checkbox"/>	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの） ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 (- - -)
<input type="checkbox"/>	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・育児休業証明書及び育児休業申出書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書及び添付書類は不要です。 (- - -)
<input type="checkbox"/>	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	

令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿

氏名



被保険者の配偶者の出生後休業の例
外要件に該当する場合で、表の①～⑨に該当するために配偶者が出生後休業を取得できないときに提出する申告書です。

こちらの申告書も、先ほどの厚生労働省HPからダウンロード可能です。

ケ 出生後休業支援給付金の経過措置

- ・施行日前から引き続き育児休業をしている。被保険者については、施行日から出生後休業が開始されるものとして取り扱います。
- ・被保険者の出生後休業要件は施行日以後の期間において、出生後休業の日数が14日以上あればよいこととなります。
- ・被保険者の配偶者の出生後休業要件については、施行日前の期間においてなされた育児休業であっても、子の出生後8週間の期間内に、14日以上の育児休業の取得されていればよいこととなります。
- ・被保険者の配偶者の出生後休業例外要件については、施行日を考慮せず、子の出生日の翌日時点の状態で判断します。

